

墓地・納骨堂・火葬場を経営される方へ

さいたま市内で新たに墓地、納骨堂、火葬場を経営するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓埋法」）、さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下、「墓地条例」）に基づく許可を受ける必要があります。

既に許可を受けた墓地、納骨堂、火葬場の区域等の変更又は廃止する場合も同様です。

★墓埋法、墓地条例における「経営」とは、墓地等を設置し、管理し、運営することをいいます。

1 経営の主体（墓地条例第3条）

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法第4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの

2 設置場所の基準（墓地条例第21条）

※墓地（埋葬、埋蔵）、納骨堂、火葬場によって基準が異なりますので、詳細は条例の規定をご確認ください。

3 施設基準（墓地条例第22条～24条）

※墓地、納骨堂、火葬場によって基準が異なりますので、詳細は条例の規定をご確認ください。

※墓地、納骨堂、火葬場を設置する際には建築、開発、文化財など他法令の許可、相談等が必要な場合がありますので、必要に応じて当該他法令担当部署に確認、相談等を行ってください。

平面図による事前相談を行ってください！

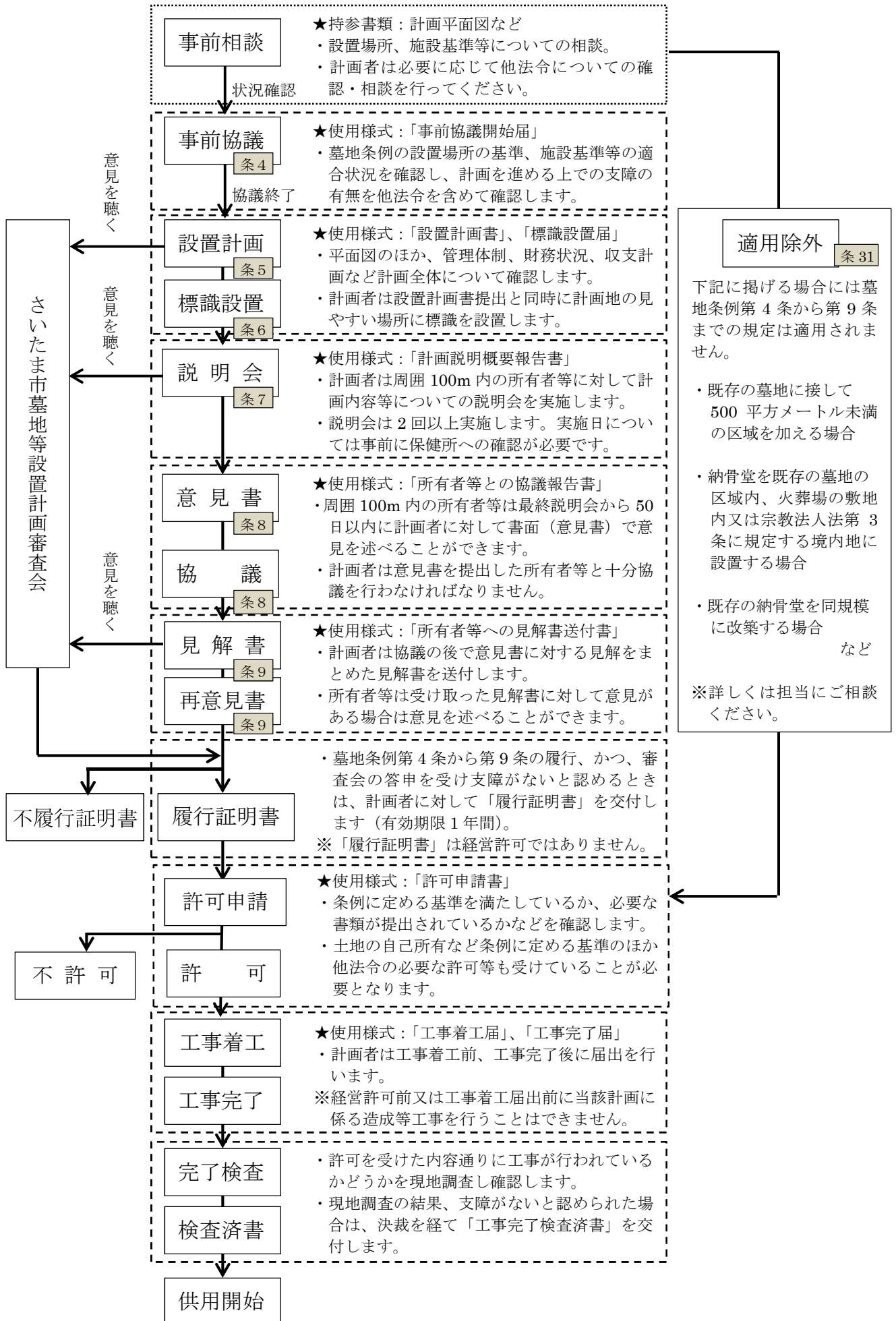
計画地の土地の状況や許可の区分により様々なケースが想定されますので、保健所に事前相談を行い、設置場所の基準や施設基準などについて十分確認してください。

また、担当者不在の場合もありますので、事前相談の際には電話予約をお勧めします。

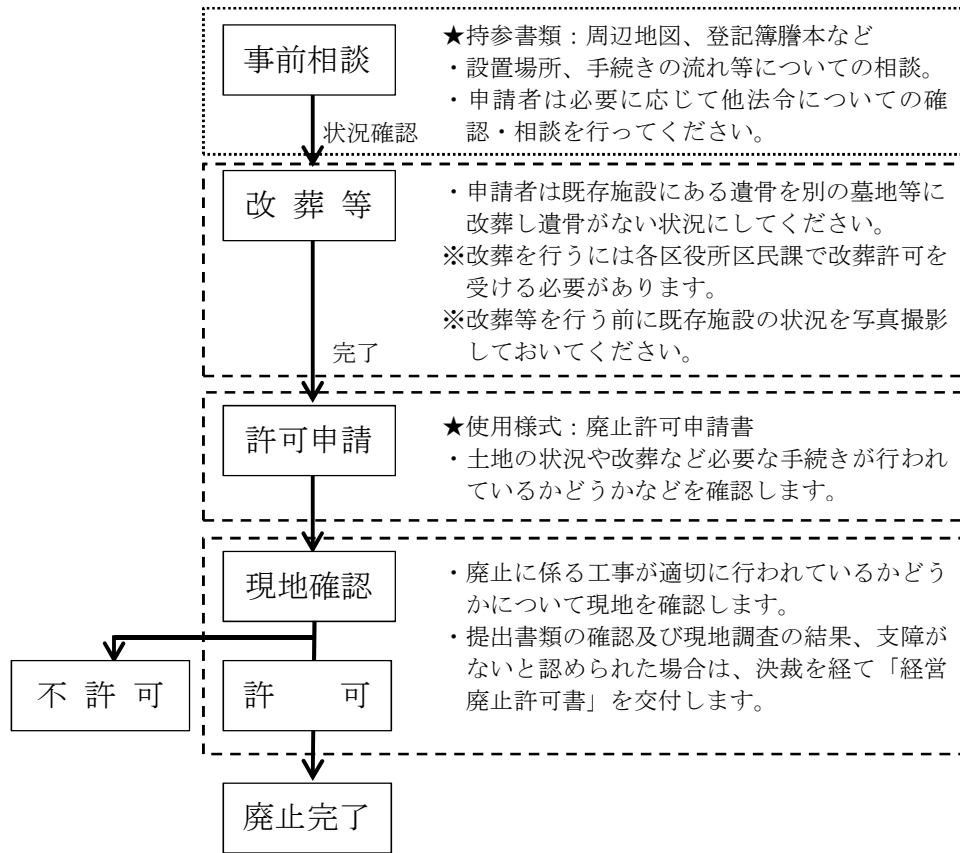
（設計業者等代理人によるご相談の場合は、計画者の委任状の提示をお願いします。）

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 Tel 048-840-2227 Fax 048-840-2232

～許可・供用開始までの流れ（新設・変更）～



～許可までの流れ（廃止）～



～みなし許可の流れ（新設・変更・廃止）～

※墓埋法第 11 条の規定により墓地又は火葬場を新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた場合（「みなし許可」）については、通常の手続きの流れと異なります。詳しくは担当にご確認ください。

★本書類記載の手続きの流れは一般的な内容を示したものです。
 ★手続きに必要な様式及び添付書類等の詳細については、担当にご確認ください。